

二 購入又は取用に係る漁港整備財産については、その種類ごとの購入価格又は補償金額
 三 得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日及び理由
 四 その他必要な事項

二 前項の漁港整備財産台帳は、国有財産法第三十二條に規定する台帳に代わるものとし、その様式は、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。
 （管理の委託の手続）

第七條 法第二十四條の二第二項の規定により同項の土地又は工作物で国有財産法第三條第二項第二号の公共用財産であるもの（以下「漁港施設財産」という。）の管理（維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、増築等を含む。以下第十七條までにおいて同じ。）を漁港管理者に委託するには、両当事者の協議により次に掲げる事項を定めなければならない。
 一 管理を委託する漁港施設財産の所在、種類、構造及び規模
 二 移管の年月日
 三 管理の方法
 四 委託の条件
 五 その他必要な事項
 （管理責任の移転の時期）

第八條 漁港施設財産の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、前條の規定により定められた同條第二号の移管の日以後その管理の責に任ずる。
 （引継）

第九條 農林水産大臣は、第七條の規定により定められた同條第二号の移管の日、農林水産省の職員を管理受託者と実地に立ち会わせて、その者に当該漁港施設財産を引き継がせなければならない。
 （管理受託者の義務）

第十條 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 二 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産について、水害、火災、盗難その他の災害の発生防止に努めるものとし、これらの災害が発生したときは、直ちに当該漁港施設財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。
 （滅失等の場合の報告）

第十一條 管理受託者は、天災その他の事故により受託に係る漁港施設財産が滅失し、又は損傷

したときは、遅滞なく、左に掲げる事項を書面で農林水産大臣に報告しなければならない。
 一 当該漁港施設財産の所在及び種類
 二 被害の状況
 三 滅失又は損傷の原因
 四 損害見積額及び復旧可能のものについては復旧費見込額
 五 当該漁港施設財産の保全又は復旧のためとした応急措置
 （改築等の制限）

第十二條 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産の原形に変更を及ぼす改築、増築等又は除却を受けなければならないときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
 （管理台帳）

第十三條 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産について左に掲げる事項を記載した管理台帳をその事務所に備えておかなければならない。
 一 所在
 二 種類
 三 構造及び規模
 四 受託の年月日
 五 その他必要な事項
 二 管理受託者は、前項の管理台帳の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に係る事項を当該管理台帳に記載しなければならない。
 （管理費の負担等）

第十四條 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。
 二 受託に係る漁港施設財産の管理により生ずる収入は、管理受託者に帰属する。
 （管理状況の報告）

第十五條 管理受託者は、受託に係る漁港施設財産について、毎年度の管理の状況を翌年度の五月三十一日までに農林水産大臣に報告しなければならない。
 （監査及び報告の徴収）

第十六條 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、委託に係る漁港施設財産の管理の状況に関し、農林水産省の職員に監査させ、又は管理受託者から報告を徴することができる。
 （標識の設置）

第十七條 農林水産大臣（管理を委託した漁港施設財産については管理受託者）は、漁港整備財産である土地について、その境界を明らかにする標識を設置しなければならない。

（漁港整備財産台帳又は管理台帳の閲覧）
 第十八條 漁港整備財産に関し利害関係を有する者は、無償で第六條第一項の漁港整備財産台帳又は第十三條第一項の管理台帳の閲覧を求めることができる。
 （申請等の経由手続）

第十九條 管理受託者（都道府県を除く。）がこの政令又はこの政令に基く命令の規定により農林水産大臣に対してする承認の申請又は報告は、当該申請又は報告に係る漁港施設財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。
 （漁港管理規程の必要的記載事項等）

第二十條 法第三十四條第一項の規定により漁港管理規程において定めなければならない事項は、次に掲げる事項とする。
 一 漁港管理者の管理する漁港施設のうち法第三條第一号に掲げる施設並びに同條第二号イ及びハに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）の維持、保全及び運営に関する事項
 二 漁港管理者の管理する漁港施設のうち法第三條第一号に掲げる施設又は同條第二号イに掲げる施設について法第三十五條に規定する利用料等の利用の対価を徴収する場合にあつては、その利用料等の利用の対価の料率に関する事項
 三 漁港の区域内の水域の利用を著しく阻害する行為の規制に関する事項
 法第三十四條第一項の規定により漁港管理規程において漁港に入港した船舶（国際航海に従事する船舶に限る。以下この項において同じ。）又は漁港を出港しようとする船舶に対し入港届又は出港届を提出させることとするときは、当該入港届又は出港届の様式は、農林水産省令で定めるところによらなければならない。
 （工作物等を保管した場合の公示事項）

第二十一條 法第三十九條の二第六項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 一 保管した工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）
 第二十二條 法第三十九條の二第六項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該漁港管理者の事務所に掲示すること。
 二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十六條において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。
 二 漁港管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、農林水産省令で定める様式による保管した工作物等一覧簿を当該漁港管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
 （工作物等の価額の評価の方法）

第二十三條 法第三十九條の二第七項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、漁港管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
 （保管した工作物等を売却する場合の手続）

第二十四條 法第三十九條の二第七項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。
 第二十五條 漁港管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他農林水産省令で定める事項を当該漁港管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。
 二 漁港管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、そ

（工作物等を保管した場合の公示の方法）
 第二十二條 法第三十九條の二第六項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該漁港管理者の事務所に掲示すること。
 二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十六條において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。
 二 漁港管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、農林水産省令で定める様式による保管した工作物等一覧簿を当該漁港管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
 （工作物等の価額の評価の方法）

第二十三條 法第三十九條の二第七項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、漁港管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
 （保管した工作物等を売却する場合の手続）

第二十四條 法第三十九條の二第七項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。
 第二十五條 漁港管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他農林水産省令で定める事項を当該漁港管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。
 二 漁港管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、そ

（工作物等を保管した場合の公示の方法）
 第二十二條 法第三十九條の二第六項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該漁港管理者の事務所に掲示すること。
 二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十六條において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。
 二 漁港管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、農林水産省令で定める様式による保管した工作物等一覧簿を当該漁港管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
 （工作物等の価額の評価の方法）

第二十三條 法第三十九條の二第七項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、漁港管理者は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
 （保管した工作物等を売却する場合の手続）

第二十四條 法第三十九條の二第七項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。
 第二十五條 漁港管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他農林水産省令で定める事項を当該漁港管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。
 二 漁港管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、そ

（工作物等を保管した場合の公示の方法）
 第二十二條 法第三十九條の二第六項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該漁港管理者の事務所に掲示すること。
 二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第二十六條において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。
 二 漁港管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、農林水産省令で定める様式による保管した工作物等一覧簿を当該漁港管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
 （工作物等の価額の評価の方法）

これらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他農林水産省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 漁港管理者は、前条ただし書の規定による隨意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。

(工作物等を返還する場合の手続)

第二十六条 漁港管理者は、保管した工作物等(法第三十九条の二第七項の規定により売却した代金を含む。)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提出させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、農林水産省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(負担金の徴収手続)

第二十七条 法第三十九条の三に規定する負担金の徴収については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百四十四条に規定する手続の例による。

(都道府県等が処理する事務)

第二十八条 次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、法第四十四条の規定により都道府県知事(第一号に掲げる事務のうち、第一種漁港(その所在地が一の市町村の区域内にあり、かつ、その漁港管理者が当該市町村であるものに限る。)に係るものについては、市町村長)が行うこととする。

- 一 法第二十四条第一項後段の規定による許可
- 二 その所在地が一の都道府県に限られる第一種漁港についての法第二十五条第一項第三号の規定による漁港管理者の指定
- 三 第一種漁港及び第二種漁港(それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたるものを除く。)についての法第三十四条第二項の規定による届出の受理(当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。)
- 四 前号に規定する届出の受理に係る漁港管理規程についての法第三十四条第三項の規定による助言又は勧告
- 五 第一種漁港及び第二種漁港(それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたるものを除く。)についての法第四十一条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、質問又は検査(当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。)

2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事又は市町村長に関する規定として都道府県知事又は市町村長に適用があるものとする。

3 前二項の規定の適用については、これらの規定中「市町村」又は「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区」又は「特別区の区長」とする。

4 都道府県知事は、第一項第二号の規定により漁港管理者の指定をしたとき、同項第三号の規定により届出の受理をしたとき、又は同項第四号の規定により助言若しくは勧告をしたときは、遅滞なく、農林水産大臣に報告するものとする。

附則

1 この政令は、昭和二十五年七月二十九日から施行する。

2 法附則第四項の政令で定める者は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会とする。

3 法附則第五項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

4 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五十一条の規定により読み替えて適用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項から第四項までの規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

5 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

6 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

7 法附則第十項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

8 法附則第十四項の貸付金の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 法附則第十一項の規定による貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

二 法附則第十一項の規定による貸付金の貸付けを受ける水産業協同組合は、担保を提供し、又は当該水産業協同組合と連帯して債務を負担する保証人を立てなければならぬこと。

附則 (昭和二十六年六月二二日政令第二二八号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年一〇月二七日政令第三四二号) 抄
この政令は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年五月三一日政令第一六九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年五月二二日政令第一五〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年八月三一日政令第二七八号)
この政令は、漁港法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律百二十二号)の施行の日(昭和三十一年九月一日)から施行する。

附則 (昭和三十五年三月二二日政令第三七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年三月三三日政令第一六号) 抄
この政令は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則 (昭和四四年三月三三日政令第一六号) 抄
この政令は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則 (昭和四四年三月三三日政令第一六号) 抄
この政令は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則 (昭和四六年五月二〇日政令第一五五号)
この政令は、公布の日から施行し、改正後の漁港法施行令第三条第一項の規定は、国が北海道における第三種漁港又は第四種漁港について施行する漁港修築事業に要する費用で昭和四十六年度分の予算に係るもの(昭和四十六年度に繰り越された昭和四十五年の予算に係るものを除く。)に係る漁港法第二十条第一項の規定による負担金から適用する。

附則 (昭和四七年六月二六日政令第二四〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年一二月八日政令第四一六号) 抄
この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和四八年二月二三日政令第一七号)
この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和四八年七月二六日政令第二一〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五二年四月一八日政令第一〇一号)
この政令は、公布の日から施行し、改正後の漁港法施行令第四条の規定は、国以外の者が施行する漁港修築事業に要する費用で昭和五十二年の予算に係るもの(昭和五十二年に繰り越された昭和五十一年度の予算に係るものを除く。)に係る漁港法第二十条第四項の規定による補助金から適用する。

附則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄
この政令は、公布の日から施行し、改正後の漁港法施行令第二十条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年五月一八日政令第一三〇号)
この政令は、公布の日から施行し、改正後の漁港法施行令及び第五十五条の規定による改正後の海岸法施行令の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和五五年五月一八日政令第一三〇号)
この政令は、公布の日から施行し、改正後の漁港法施行令及び第五十五条の規定による改正後の海岸法施行令の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年五月三〇日政令第一七二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月一〇日政令第二五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月二二日政令第三二〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年四月七日政令第一一七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三十一日政令第七四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の第四条第一項の表の規定は、平成二十三年以降の年度の予算に係る国の補助について適用し、平成二十二年度の歳出予算に係る国の補助で平成二十三年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月三十一日政令第八四号)

この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二十九日政令第一一一号)

この政令は、平成三一年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二五日政令第一〇三号)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。